犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則の一部を改正する規則（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号を次のように改める。

一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十七条第一項の規定により支給される障害年金（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金又は障害年金を受ける者に対して支給されるものに限る。）、同条第二項の規定により支給される障害手当金、船員保険法第九十一条の規定により支給される障害差額一時金、同法第九十二条の規定により支給される障害年金差額一時金、同法第九十七条の規定により支給される遺族年金、同法第百一条の規定により支給される遺族一時金、同法第百二条の規定により支給される遺族年金差額一時金、同法附則第五条第一項の規定により支給される障害前払一時金及び同条第二項の規定により支給される遺族前払一時金

第十二条第三号中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」を「労働者災害補償保険法」に改める。

別表第七級の項第十二号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同表第九級の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第十二級の項第十四号中「男子の外貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第十五号を削り、同表第十四級の項第十号を削る。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七級の項第十二号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同表の九級の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第二の十二級の項第十四号中「男子の外貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第十五号を削り、同表の十四級の項第十号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）別表の規定は、平成二十二年六月十日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

2　平成二十二年六月十日からこの規則の施行の日の前日までの間に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金に係る新規則別表の規定の適用については、同表第七級の項第十二号中「もの」とあるのは「もの又は女子の外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、同表第九級の項第十六号中「外貌」とあるのは「男子の外貌」とする。

3　第一条の規定による改正前の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定に基づいて仮給付金又は障害給付金を支給された者で新規則の規定による仮給付金又は障害給付金を受けることとなるものについては、旧規則の規定に基づいて支給された仮給付金又は障害給付金は、それぞれ新規則の規定による仮給付金又は障害給付金の内払とみなす。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）別表第二の規定は、平成二十二年六月十日以後に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付については、なお従前の例による。

2　平成二十二年六月十日からこの規則の施行の日の前日までの間に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る新規則別表第二の規定の適用については、同表の七級の項第十二号中「もの」とあるのは「もの又は女子の外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、同表の九級の項第十六号中「外貌」とあるのは「男子の外貌」とする。

3　第二条の規定による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧規則の規定に基づいて支給された障害給付又は遺族給付は、それぞれ新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。

告　示

○内閣府告示第二百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県上高井郡高山村

二　構造改革特別区域の名称　信州・高山ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　長野県上高井郡高山村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　豊田市

二　構造改革特別区域の名称　豊田市教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　豊田市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第二百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　舞鶴市

二　構造改革特別区域の名称　ふるさと舞鶴　どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　舞鶴市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県飯石郡飯南町

二　構造改革特別区域の名称　飯南町有害鳥獣被害防止特区

三　構造改革特別区域の範囲　島根県飯石郡飯南町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）